

役員等報酬および費用弁償に関する規程

- 第1条 この規程は、役員等が理事会・評議員会に出席した場合、監事が監査の業に携わった場合、苦情問題に対応する業務に携わる委員がその業務に携わった場合、及び評議員選任・解任委員がその業務に携わった場合の費用弁償に関し規程するものとする。
- 第2条 役員等が、理事会・評議員会に出席した場合、苦情問題に対応する業務に携わる委員がその業務に携わった場合、及び評議員選任・解任委員がその業務に携わった場合には、日当として、1回当たり 5,000 円を支給する。
- 第3条 監事が監査の業務に携わったときに、日当および旅費として、1日当たり 23,000 円、半日当たり 11,500 円を支給する。
- 第4条 施設の職員である役員については、この規程は適用しない。
- 第5条 役員等、法人業務に関し出張したときは、旅費規程の定めるところによる。

附則

- 1.この規程は、平成4年12月1日より実施する。
- 2.平成12年7月26日改正 平成12年8月1日から適用
- 3.平成13年1月31日改正 平成13年2月1日から適用
- 4.平成29年3月22日改正 平成29年4月1日から適用